

## 我が国の計量制度の概要

取引・証明における計量については、この計量法がすべてカバーしている。国際的計量ルールに調和した制度(メートル条約、国際法定計量機関設立条約)産総研が世界に通じる計量の「ものさし」を国内に供給している。生活に密着した正確計量のための検査などは、都道府県等の地方自治体が担っている。計量単位など重要な技術的事項は、計量行政審議会が定めている。

### 計量単位の統一

国内で使用する法定計量単位 (m、kg、s (秒)、 など) を国際単位系 (SI = Le Systeme International d'Unites「国際単位系」) に統一し、取引・証明行為における法定計量単位以外の使用を禁止している。

### 正確な計量器の供給(特定計量器の検定)

特に適正な計量の実施を確保する必要がある計量器 (タクシメーター、はかり、水道メーター等) については、都道府県、日本電気計器検定所、指定検定機関等の公的機関の行う検定に合格したもの以外の使用を禁止。

#### 民間能力を活用した正確な計量器の供給(指定製造事業者制度)

十分な品質管理能力を有するものとして経済産業大臣の指定を受けた指定製造事業者については、公的機関の検定に代えて自主検査による対応が可能となる。

### 食品などを密封した商品の正確な計量(商品量目)

特定商品 (野菜、魚、洗剤等) の販売者は、商品ごとに定められた許容誤差 (100g に対しては -2g まで等) を超えないように計量し、密封した商品については内容量を表記することを義務付けている。

### 正確な計量の結果の確保(計量証明事業)

産業廃棄物の重量、環境汚染物質 (NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub> など) の濃度などの測定結果を公的に証明し、証明書を発行する計量証明事業を行う事業者は、都道府県への登録が義務づけられる。

### 極微量物質の計量証明(特定計量証明事業)

ダイオキシン等の極微量物質の計量証明 (特定計量証明事業) には特に高度な技術力が必要となるため都道府県への登録に当たり、独立行政法人製品評価技術基盤機構による技術力の認定が必要となる。

### 計量の「ものさし」による計量器の校正

能力認定を受けた校正事業者 (JCSS 認定事業者) により、経済産業大臣が指定した国家計量標準 (特定標準器及び特定標準物質) から段階的な校正等を行い、計量器の精度 (不確かさ) を対外的に証明するトレーサビリティ (計量器の校正履歴が国家標準までたどれること) を確保。